

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

富山厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 7 日から 8 年 8 月 1 日まで
平成 6 年 10 月 7 日に A 社 (B 営業所) に入社し、派遣により C 町の D 社 E 工場 (現在は、F 社) で 10 年 2 月 25 日に退職するまで継続してプレスの仕事に従事していた。

ところが、オンライン記録では、平成 6 年 10 月から 8 年 7 月まで国民年金保険料が納付済みとなっている。

申立期間について、A 社が自分の給与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、国民年金保険料を納付していたことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において A 社 B 営業所で継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「A 社が自分の給与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、国民年金保険料を納付していた。」としているところ、G 市は、国民年金保険料の納付書は、国民年金加入者の住所に送付するものであると回答していることから、同社が申立人に代わって、申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、A 社の保管する社会保険台帳によると、申立人は、平成 8 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、10 年 2 月 26 日に同資格を喪失しており、当該記録は、申立人のオンライン記録と一致する。

さらに、A 社が加入している H 健康保険組合の記録によると、申立人は、同社で健康保険の被保険者資格を平成 8 年 8 月 1 日に取得し、10 年 2 月 26 日に同資格を喪失しており、当該記録は、申立人のオンライン記録と一致しているとともに、申立人が従前加入していた I 健康保険組合の任意継続被保

険者台帳によると、申立人は、平成6年7月21日から8年7月21日まで同組合の健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる。

加えて、A社は、「既に国民年金に加入していた者や、本人の意思で厚生年金保険の加入を希望しなかった者は、必ずしも厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月 11 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで

昭和 46 年 7 月から A 事業所（当時は、B 事業所）に入社し、平成元年 1 月まで同社で配達業務をしていた。

しかし、オンライン記録では、昭和 46 年 7 月から同年 9 月までの期間が厚生年金保険の被保険者になっていないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、A 事業所に入社する際、当時の社長から前事業所の給与額（6 万 4,000 円）を支払うとの条件で入社したのに、申立期間②の標準報酬月額が 5 万 6,000 円で届出されている。申立期間②について 6 万 4,000 円の給与額に対する厚生年金保険料が控除されていたのでオンライン記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録（昭和46年9月1日資格取得）及び申立人の元同僚（2人）の証言により、入社時期は特定できないが、申立人は、同日以前からA事業所に勤務していたと推認される。

しかし、A事業所は既に廃業している上、事業主及び経理担当者も既に死亡していることから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入状況等について確認できない。

また、申立人と同じ昭和46年9月1日に雇用保険の資格を取得している元同僚（1人）についても、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(マイクロフィルム)により、申立期間①において整理番号に欠番は無く、当該期間に申立人の氏名は記載されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は「申立期間当時、A事業所において6万4,000円の標準報酬月額に対する厚生年金保険料が控除されていた。」と主張している。

しかし、申立人の主張する標準報酬月額は、当時のA事業所における取締役（2人）の標準報酬月額よりも高額である上、同社の代表取締役の標準報酬月額と同額であることから、申立人の当時の年齢及び勤務実績を勘案しても、申立人の標準報酬月額が、その主張する額で届け出られたとは考え難い。

また、上記のとおり、A事業所は既に廃業している上、事業主及び経理担当者も既に死亡していることから、申立期間②における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 2 日まで

昭和 34 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、39 年 10 月 20 日に退職するまで、同社で菓の包装工として勤務していたのに、オンライン記録では申立期間について厚生年金保険の被保険者になっていない。

自分の履歴書には、昭和 34 年 4 月に同社に入社したことが書いてあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自筆の履歴書に、昭和 34 年 4 月に A 社に入社した旨記載されていることを根拠に、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと主張している。

しかし、申立人に当該履歴書の記載内容について確認したところ、申立人は、中学校卒業時期の記載が誤りであったことを認めていることから、A 社の入社時期の記載も誤っている可能性が考えられる。

また、B 社から提出された役員・従業員名簿及び同社の総務担当者の証言により、申立人は、昭和 37 年 4 月 2 日に同社へ入社し、39 年 10 月 20 日に退職していることが確認できるところ、当該記録は、申立人の同社に係るオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が名前を覚えている元常務及び事務員は死亡しており、他に名前を覚えている事務員も連絡先が不明であり、申立人が菓の包装工であったことを覚えていた元同僚(3人)は、申立人の入社時期を明確に覚えていないとしていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生

年金保険被保険者原票(マイクロフィルム)には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。